

2.人材開発支援助成金概要（旧キャリアアップ助成金）

助成対象訓練	内容	助成金額 (中小企業)	限度額	対象労働者
特別育成訓練コース (一般職業訓練)	非正規社員に対する職業訓練を行う	経費助成 上限額 賃金助成 760円/h (960円/h)	20時間以上100時間未滿 10万円 100時間以上200時間未滿 20万円 200時間以上 30万円	従来から雇用されていた従業員及び新たに雇入れられる従業員

()内は、生産性要件に該当した場合 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主であること。
- 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること。
- キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主であること。
- 支給申請時点において、対象労働者について、事業主都合による解雇をしていないこと。

2.人材開発支援助成金手続き手順（旧キャリアアップ助成金）

区分	内容	備考
(1) 訓練計画届の認定	1.訓練計画届・事業所確認票	・様式第1-1号 ・様式第6号
(2) 開始の際に必要な	1.訓練開始届	・様式第4号
ここまで訓練1ヶ月前までに提出		
(3) 訓練の実施		
(4) 支給申請	申請様式のダウンロード 詳しくはこちらから http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000159233.html	